

種川の文化遺産的な意義



「種川」の文化遺産的意義

種川の歴史的文化的意義は、単なる世界に先駆けての自然ふ化法というだけでなく、村上藩が鮭漁に課した運上金制度を軸に、町行政組織に代行させた鮭漁の入札制度及び運上金(=落札金額)徴収システムであり、村上藩と村上町大年寄と各町年寄によって組織された町役所との連携によるの行財政システム、いわゆる「種川の制」として考えることが必要である。

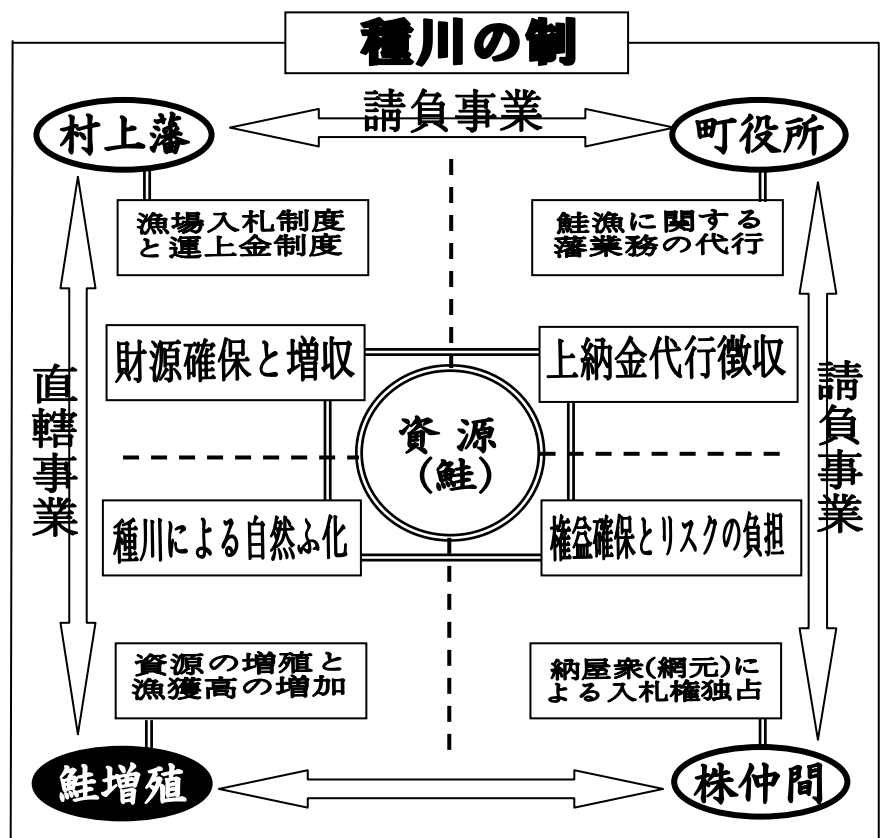
元禄二年に運上金制度が採用されたという。鮭川下流域の運上場と定めた漁場を二十数ヶ所に分けて入札させ、落札者に運上金として納入させた。以後、村上藩にとって重要な財源となった。

鮭の管理と入札を仕切るのが堰奉行で、入札業務の一切は、村上町大年寄が藩から請け負った。運上金についても大年寄が最終責任者となる。

入札に参加できるのは、原則として川方八町(小町・庄内町・久保多町・片町・上片町・加賀町・塩町・肴町)と瀬波町の網元(納屋)衆であった。

鮭の回帰率は不定であり、天候その他の自然現象によって漁獲高が予想を下回ることもある。落札者は欠損となるが、同時に藩の減収にもなる。

元文三年(1738)には入札を停止しているが、鮭の漁獲高減少と



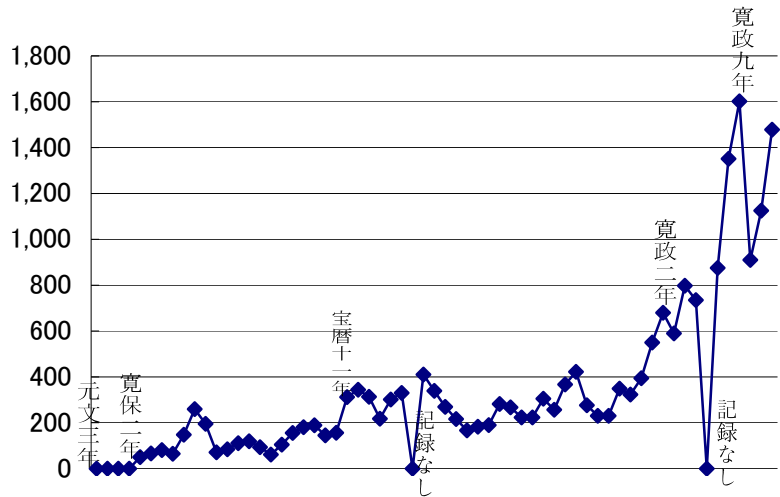
大きな関係があったのだろう。

右のグラフは運上金高の推移を示し、縦軸の単位は〈両〉、横軸は年代である。寛保二年から次第に漁獲高(=運上金高)が好転し、宝暦年間になると安定し、寛政九年には1600両の高額と

鮭の増殖は運上金の増収に直結し、村上藩にとっても最重要施策であったと思われるが、おそらく右表寛保から宝暦年間にかけて、村上藩による鮭の増殖事業が本格的に始められたのではないだろうか。

おしゃぎり会館本間館長によれば、鮭川(三面川)の入札制度も、宝暦年間以降、入札条件等が次第に加筆され、運上金も一括払いから分割払いとなるなど、制度として整えられていったという。

種川の制は、庄内藩、蝦夷地(石狩川)でも実施され、明治期の東北諸県では水産政策の中心に取り入れられていくことになる。



種川で自然ふ化した稚魚の保護と入札制度によって守られた鮭川運営のすべてを「種川の制」というのではないだろうか。また、種川の制は、種川考案者青砥武平次と歴代の堰奉行、入札を請負った大年寄をはじめとした村上町役人や漁師の長い間の努力により完成したものと思われる。(おしゃぎり会館本間館長)

種川とそれを取り巻く入札制度や運上金制度は、内水面の利用形態と自然保護による土木・水産・行政遺産である。さらに現代にまで息づく村上特有の鮭文化を育ててきた原点ともいべき地域の文化遺産でもある。まさに鮭川(三面川)は、江戸から明治期を通して村上藩、その後の旧士族の町の財政を支えた宝の川であり、村上の人々の鮭へのこだわりの原点ともいべき母なる川であ

鶴岡・宇治家文書が伝える種川

以下は、おしゃぎり会館本間館長の研究資料より引用する。

鮭川 絵 図

鮭の入札に先立ち、毎年凶面師によって川の様子や魚場などを示した「鮭川絵図」が描かれていた。下図は文政十三年に描かれた鮭川絵図を模写したものである。

江戸時代に描かれた鮭川絵図や鮭川関係文書には、「種川」という表示は一切ない。明治以後に書かれた種川に関する文書には、「御留川の区域を領主の御成場とした」「御留川が種川である」などの記述がある。

下の鮭川絵図模写図の●印は入札の対象となる漁場を示しているが、その中に瀬波の大竜寺川の枝川のところに「御留川」とある。

庄内藩大庄屋

鶴岡の大庄屋宇治勘助が庄内藩に「越後の国村上では鮭漁で種川の制をとり、運上金が増加している。見習ってはどうか」と寛政九年(1797)に献策(上申)したもので、庄内藩ではこの献策を取り入れ、月光川で鮭の増殖を実施している。

越後の国村上領に下戸川(三面川の旧称)という川があり、ここでは鮭漁が毎年大変盛んでございます。どういう方法をとっているのか調べてまいりましたので、左のようにご報告申し上げます。…(略)…青砥武平次というお役人の工夫で御止川という方法を始めましたところ、その後は、次第に鮭がたくさん獲れるようになり、三十年ほど前には、三十～四十両くらいの運上金になり、ますます鮭漁の稼ぎが多くなった由でございます。

この方法を種川といいますが、それはこの川は、どの場所でも石底の川ですので、鮭が子を産卵する川の瀬に毎年場所を選んで、川幅の三分の一ほどに長さ三十間または五十間くらいの場所に杭を打って生柴や藤蔓などで水が流れやすいように囲い、川下は鮭が入りやすいように開けておきます。そのようにすることを種川と称して御止川に指定して番人をおいでしております。そして春三月になって鮭の子が川を下る季節には川漁を一切禁じておりますので、ますます鮭がたくさんになった由でございます。

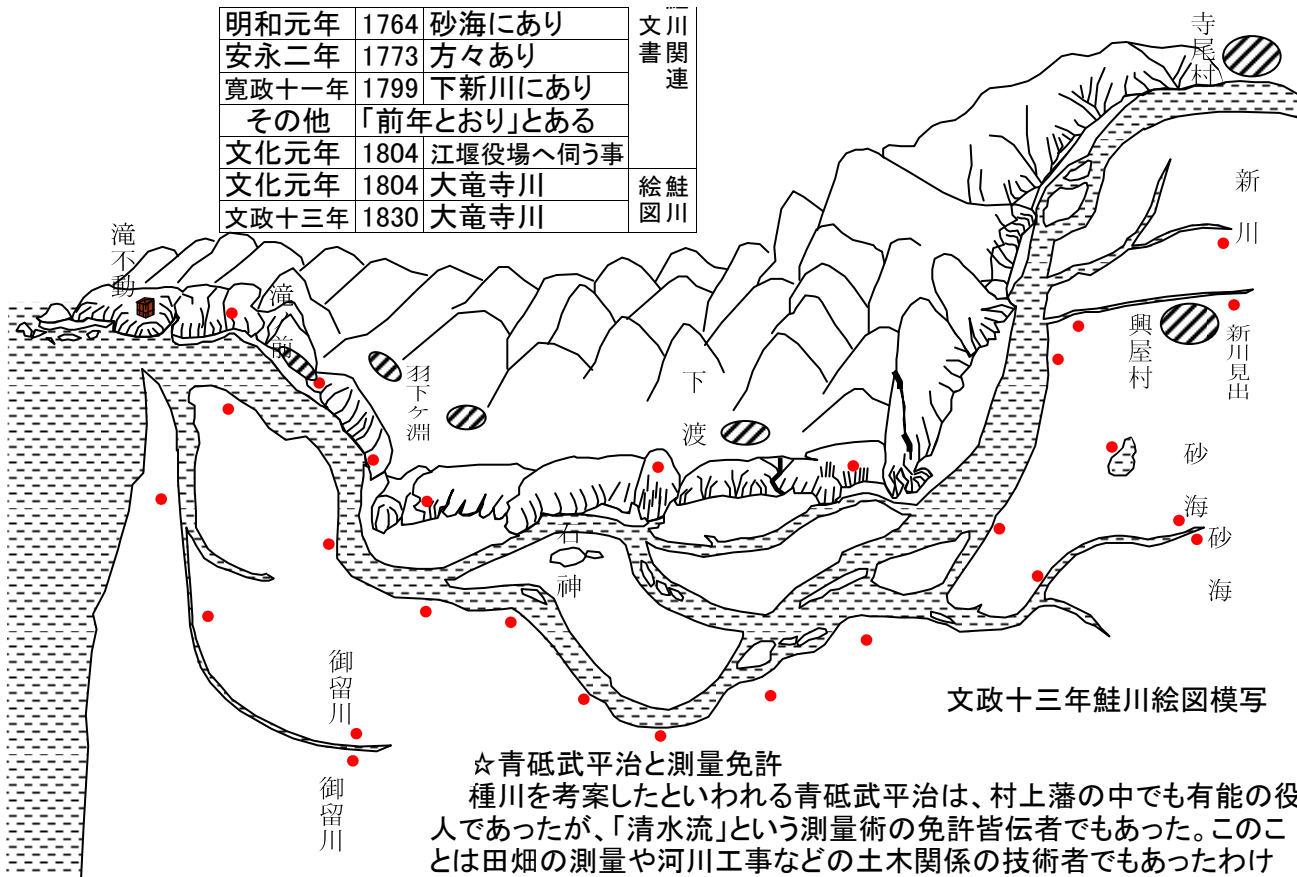
宇治家文書は、これまで考えられてきた種川と、青砥武平治が考案したという種川とは大きな違いがあるが、初期の種川の様子を知る上で画期的資料である。

江戸時代の種川

毎年場所を選んで	宇治家文書
川幅の三分の一ほどに……	
種川と称して御止(=留)川に指定	
御留川を設置場所については、	
寛延三年 1750 古川にあり	鮭

江戸時代において、「種川」と「御留川」が同じ意味役割を果たしていたことをうかがわせるものはあるが、いつの時代・時期に現在種川といわれている場所に設置されたのかを裏付ける資料等は発見されていない。

明和元年	1764	砂海にあり	文川 書 関 連
安永二年	1773	方々あり	
寛政十一年	1799	下新川にあり	
その他		「前年とおりに」とある	絵 鮭 川
文化元年	1804	江堰役場へ伺う事	
文化元年	1804	大竜寺川	
文政十三年	1830	大竜寺川	



文政十三年鮭川絵図模写

☆青砥武平治と測量免許
種川を考案したといわれる青砥武平治は、村上藩の中でも有能の役人であったが、「清水流」という測量術の免許皆伝者でもあった。このことは田畑の測量や河川工事などの土木関係の技術者でもあったわけで、種川の設置についてもその技術が如何なく発揮されたものと思われる

鮭川入札の仕組

以下は、おしやぎり会館本間館長の研究資料を参考とする。

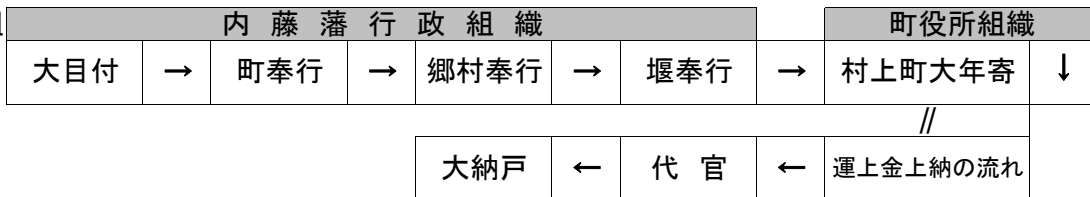
鮭役 江戸時代の雑税を総称して小物成というが、土地の産物を対象とする山役や川役、池役などが含まれる。鮭役も同じもので、「鮭」に課せられた年貢という意味がある。村上藩では、堀氏以来「鮭川役」として一定額を納入させていたが、榊原時代の元禄二年(1689)に運上金制度が採用されたという。三面川下流域を「運上場」と定めた漁場を入札させ、落札者に運上金を納入させ、藩の収入源とするようになった。

運上金高の推移 主な年の運上金高を抜粋すれば以下のようなになる。

和暦	西暦	金高(両)	城主
元禄二年	1689	60	榊原氏
宝永二年	1705	246	本多氏
正徳二年	1712	274	松平氏
享保二年	1717	304	間部氏
享保五年	1720	81	内藤氏
享保十年	1725	49	同
享保十六年	1731	19	同
元文元年	1736	5	同

内藤氏が村上に入封した頃から、鮭が次第に獲れなくなり、運上金も激減してきたことがわかる。運上金の減少は、藩の財政収入に影響を及ぼすものであり、鮭の増殖による藩財政の確保は重要な課題であった。こうした背景のもと、鮭の増殖と入札制度の整備が開始されたと考えられる。

鮭川入札の仕組

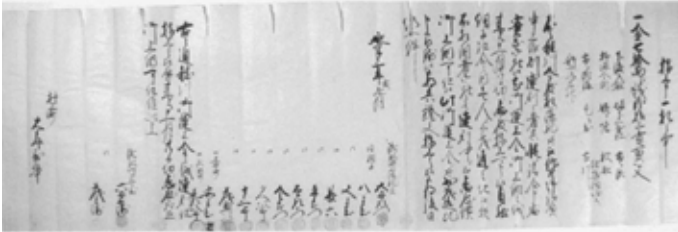


- ① **請負制**：鮭川の管理と入札を仕切るのが堰奉行で、入札業務の一切は、村上町大年寄が藩から請負った。
- ② **鮭川内見**：村上まつりが終わった頃、鮭川の状況を調査し、絵図を作成するため村上町大年寄、川方八町年寄、瀬波町年寄、日下組庄屋、網元などが鮭川内見をする。その年の鮭川の漁場や御留川(種川)の様子を下検分して、入札条件を決定する大切な下見であった。

川方八町年寄

- ③ **本見分**：鮭川内見によって作成された絵図を基に、「鮭川入札の覚(入札条件の下案)を作成して、藩役人による本見分をする。その後、藩役人と協議の上、「鮭川入札の覚」の本案を作成し、これまでの慰労と鮭漁の豊漁を願うての会食となる。
- ④ **入札・決定**：最終決定を得た「鮭川入札の覚」によって、村上町大年寄の責任で鮭川の入札者を募集・決定し、藩へ報告し、鮭川入札業務と運上金を請け負った。

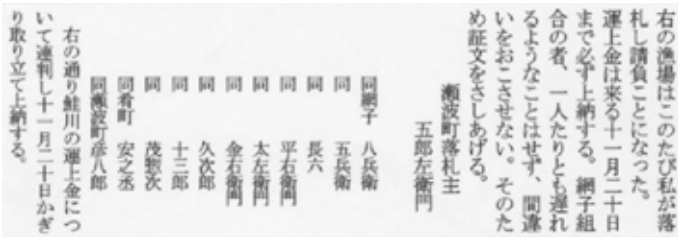
☆川方八町 ⇒ 小町・庄内町・久保多町・片町・上片町・加賀町・塩町・肴町の八町をいう。



左の『指上申一札之事』の内容から、この村上藩の鮭漁に関するシステムをうかがい知ることができる。

落札主と網子などの連名に、瀬波町年寄の添書を加え、村上町大年寄衆中に対して、運上金上納の約する証文を提出していることがこの文書からもわかります。

左の文書は延享三年(1746)と比較的早い時期であるが、その後、落札者及び網子は、田畑を質に入れてもとか、町年寄は家財を質に入れても運上金を上納する旨を証文に加筆するようになる。



運上金の上納については大年寄衆・町年寄・落札者・網子などの連帯責任制となり、入札条件も次第に加筆され、安永七年(1778)には十六項目にもなる。その反面、運上金の上納は一括払いから二分割へ、さらに三分割、五分割となるが、その背景には、種川による漁獲高と運上金額の増加ということがあったと考えられる。

三面川 鮭 魚 養 殖 場 之 図



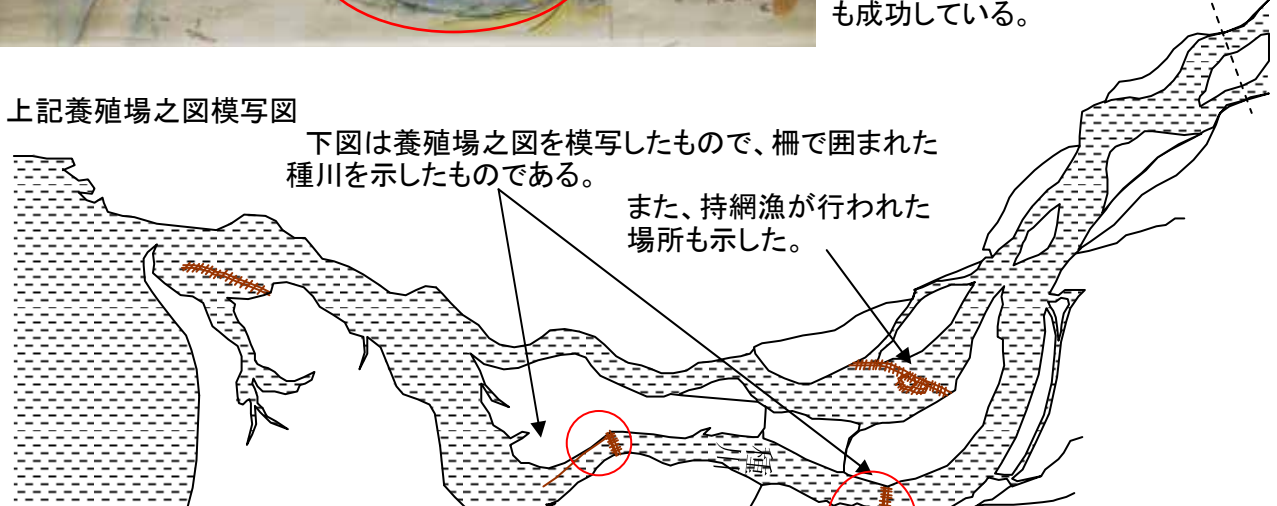
左の絵図は三面川鮭産育養所(現在の村上城跡保存育英会)によって作成されたもので、明治期の鮭の養殖場の様子が描かれている。当時の鮭漁や種川を知るうえで貴重な資料である。

この当時、三面川は三筋の流れとなっており、そのうちの二筋の流れの上流と下流を柵で囲い、そこを種川とした。

明治維新後、一旦町人に売却された三面川の鮭の漁業権を落札額と同額で譲り受けると、その翌年から旧士族の人たちは自らが人夫となって、川の改修を行ったといえます。その河川改修の結果として、このとき絵図にあるような種川をあらたに設置したのであろうか。また明治12年には人工ふ化にも成功している。

上記養殖場之図模写図

下図は養殖場之図を模写したもので、柵で囲まれた種川を示したものである。



また、持網漁が行われた場所も示した。



鮭渡（おさらい）之図

種川での鮭漁のことをほかの漁獲とは区別して「お浚い」と呼んでいました。このお浚いでの水揚げの10パーセントは従事した漁師に与えられ、残りの鮭は鮭産育養所の所員（＝士族の家庭）に配られました。

古老の話によると、『鮭でや～んす』といって、士族の家一軒一軒に配られたといひます。

青砥武平治が考案したという初期の種川から、御留川へ、……そして上下流を柵で囲った明治期の種川へという時の流れの中で、明治になって、突然上記のような種川が出現したとは考えにくい。むしろ幾たびかの試行錯誤を経ながら、種川の姿や形が変遷してきたと考えるべきではないだろうか。

また旧藩の漁業権を引き継いだ士族の人たちは、それまでの自然ふ化による増殖方法に加え、アメリカから伝えられた人工ふ化の方法も取り入れ、明治十一年（1877）に「育卵所（ふ化場）」を建設して本格的に取り組みました。その結果、漁獲高は毎年十万尾以上となりました。

以上のことから、種川の歴史的文化的価値は、その種川の変遷と、鮭増殖の歴史的過程の中にこそ存在するものであり、当初の種川の場所や形態と異なるからといって、現在の種川の普遍的価値を損ねるものではない。

資料提供：村上市郷土資料館